

- NEXT TO YOU -
東日本銀行コンサルNEWS

平成21年6月29日

6

作成

税理士法人タクトコンサルティング
株式会社タクトコンサルティング
TEL 03 - 5208 - 5400

URL <http://www.tactnet.com>

()本ニュース内容についてのお問い合わせ先
代表社員 税理士 田中 誠

平成20年度・平成21年度改正後の証券税制のポイント

今回は個人の証券税制について、平成20年度・平成21年度改正のポイントを次の通りまとめてみました。

1. 上場株式等の譲渡益課税の改正

(1) 軽減税率の特例の改正

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に、居住者等が上場株式等の譲渡をした場合の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、10% (所得税7%・住民税3%)の軽減税率が適用されます。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る源泉徴収の特例の改正

平成21年1月1日から平成23年12月31日までに、居住者等が源泉徴収の選択をした特定口座(源泉徴収選択口座)において上場株式等の譲渡等を行った場合の源泉徴収税率及び還付の際の税率については、10%(所得税7%・住民税3%)の軽減税率が適用されます。

(3) 公募株式等証券投資信託の償還・解約金の改正

平成21年1月1日以降、公募株式等証券投資信託の終了又は解約により居住者等が交付を受ける金銭の額等の合計額は、その全部が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税されます。

公募株式等証券投資信託の期中分配金については、従来同様、配当所得として課税されます。

公募株式投資信託の解約代金がその取得価額に満たない場合は、右記3. 損益通算の対象となります。

2. 上場株式等の配当課税の改正

(1) 申告分離課税制度の創設

居住者等が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに申告分離課税が選択できます。

この場合において、居住者等が平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、10%(所得税7%・住民税は3%)の税率が適用されます。

申告分離課税の選択は、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全額について行う必要があります。

申告分離課税を適用した上場株式等の配当等

に係る配当所得については、配当控除の適用はありません。

(2) 源泉徴収税率の特例の改正

個人又は法人が平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、引き続き10%(所得税7%・住民税3%)の税率が適用されます。

(3) 大口株主等の不適用

(1)と(2)の規定は、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の5%以上である株主等が支払を受ける配当については適用されません。

3. 上場株式等に係る配当と譲渡損失の損益通算

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算

確定申告書を提出する居住者等については、上場株式等に係る譲渡損失の金額と上場株式等の配当等に係る配当所得の金額との損益通算が認められます。

の対象となる上場株式等に係る配当所得は、2.(1)の申告分離課税を選択したものに限りです。

(2) 特定口座における損益通算

平成22年以降は、源泉徴収選択口座内においても(1)の損益通算が可能となります。

4. 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の改正

(1) 平成21年以降に生じた譲渡損失の取扱い

居住者等が、上場株式等に係る譲渡損失の金額を有する場合には、一定の要件の下で、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の翌年以後3年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除されます。

の繰越控除の対象となる損失の額とは、上場株式等の譲渡損失の金額のうち、譲渡年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない部分の金額と譲渡年の上場株式等に係る配当所得の金額との損益通算後の金額をいいます。

(2) 平成20年以前に生じた譲渡損失の取扱い

平成20年以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成21年以後に繰越されるものについても、(1)の繰越控除の対象とされます。

お知らせ 東日本銀行では、事業承継対策・相続対策・M&A・ISO取得支援・企業年金制度など様々な内容について、コンサルティングのご相談をお受けしております。ご相談については、お取引の東日本銀行支店窓口または営業統括部お客さまサービス室(03-3273-6221)にお問い合わせください。